

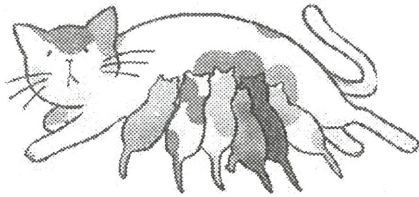
第2行政区(細谷)
にお住まいのみなさんへ

猫の被害について苦情が寄せられています

ノラ猫にエサを与えている方には

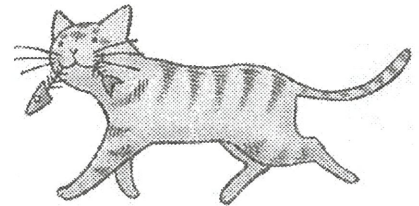
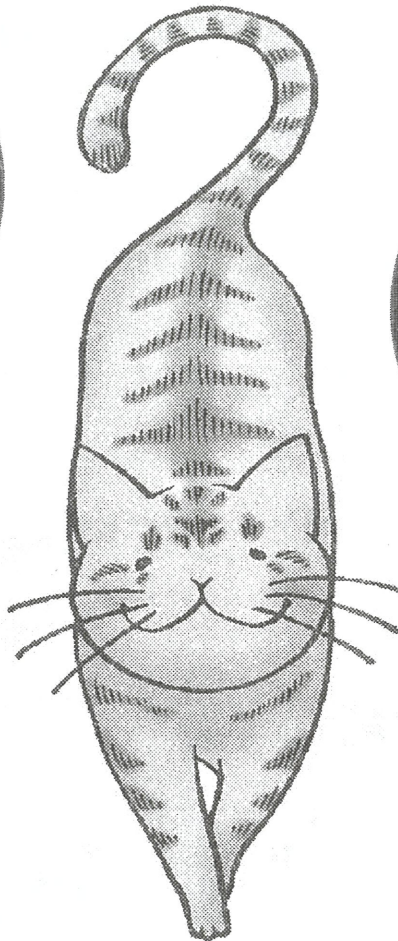
責任があります!

放っておくと
どんどん
増えます



ご近所さんの
畑を荒らしたり
庭にフンを
します

エサの放置は
不衛生です

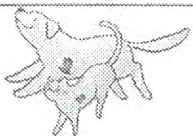


**あなたがエサを与えている猫が周辺住民へ
被害を与えてしまった場合**

その責任を問われることにもなりかねません。

動物愛護管理法において、不適正な飼養や無責任なエサやりなどによって周辺の生活環境が損なわれていると確認できたときは、原因者に対して都道府県が指導、勧告、命令を行うことができます。また、原因者が命令に違反した場合には罰則があります。

裏面もご覧ください



～犬・猫に関する苦情や相談は～

群馬県動物愛護センター
板倉町役場 住民環境課環境下水道係

電話 0276-55-0731
電話 0276-82-6132

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び 「群馬県動物の愛護及び管理に関する条例」で動物を飼育 するときに、所有者又は占有者としての責任を守らなければ ならないことが決められています。

※エサやり行為をしている方はその動物の**占有者**となります。

つまり、エサやり行為をしている方は飼い主と同様に責任が生じますので、
責任のある行動をしてください。

1

動物が他の人を傷つけたり、財産に被害を与えたりしないようにしな
ければなりません。

- ア：飼育している動物が逃げたりしないようにすること。そのためには、動物の本能や習性を十分に理解しておきましょう。
- イ：動物を散歩に連れて出るときなど、必ずつないで散歩するとともに、糞の始末を飼い主がきちりとしましょう。
- ウ：飼育場所を常に清潔にし、臭いや羽毛、鳴き声で近隣に迷惑をかけないようにしましょう。
- エ：しつけをすることにより、人との係わり方を動物に覚えさせましょう。
- オ：飼育動物をむやみに繁殖させないようにしましょう。繁殖行動が攻撃性を引き起こすことがあります。

2

飼育している動物によって起こりうる感染症の病気について正しい知識を持たなければなりません。

- ア：動物を清潔に保ち、口移しによるエサやりなどをしないようにしましょう。
- イ：動物を触った後は、必ず手洗いをしましょう。
- ウ：動物のエサの食べ方・排便等の様子をいつも観察しましょう。

3

飼育している動物の所有者がすぐわかるようにしなければなりません。

- ア：首輪に名札を付け、住所氏名等を記載しておきましょう。
- イ：耳などに誰でも判るしるしを付けるなどしておきましょう。

4

飼い主に限らず、動物に係わる人が絶対してはいけないことがあります。

- ア：飼育している動物を捨ててはいけません。捨てられた動物は、エサを求めてひもじい思いをし、ゴミをあさったりします。また、人間不信になり人を傷つけたりします。
- イ：飼育している動物はもちろんのこと、愛護動物をみだりに傷つけたりしてはいけません。動物は生き物です。大切な命をけなげにまっとうしようとしています。

以上のことを守れない場合、処罰される可能性があります